

# E A L 及 び O I L 関 係 資 料

(平成24年12月13日原子力災害事前対策等に関する検討チーム)

平成24年12月27日

京都府防災会議「地域防災計画の見直し部会」

緊急事態区分に応じたEALの設定について（検討資料）

平成24年12月13日

1. EALの設定については、現行の原災法の枠組みとの整合性を図りながらこれを設定する。今後、事業者がEALを設定した時点で、原災法10条の通報基準、15条の原子力緊急事態宣言の基準の見直しを行う。
2. 原子力規制委員会 初動対応マニュアル（平成24年9月19日）中の特別警戒事象をEAL1、原災法10条の通報基準をEAL2、原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準をEAL3とする。
3. 原災法10条の通報基準の一部について、15条の原子力緊急事態宣言の基準に改正することにより、住民の防護措置の実施を早める。  
例）原子炉の自動停止及び手動停止失敗を15条の内容とし、住民の避難を早める。

※詳細は資料2-2を参照のこと。

## 今後の詳細なEAL設定検討の方針について（検討資料）

平成24年12月13日

1. EAL設定に当たっては、住民防護の実施に十分な時間が取れるよう、原子力発電所におけるシビアアクシデント対策の実行前の段階で緊急時活動に入ることを基本とする。EALは放射性物質の環境の放出が起こる前のプラントの状態を基に設定するものであるが、放射性物質放出の検出も含めて、今後、詳細に検討を行っていく。
2. 事業者が設定するEALは、事業者防災業務計画の中に書き込まれることを想定し、その状況において実施されるべき住民防護措置も含めて、原災法10条、15条との整合を図っていく。
3. EALの策定にあたっては、代表プラント（BWR、PWR）を選定し、相互に比較することで共通的な部分と固有の部分を明確にしていくなどのアプローチを取る。

警戒事態【EAL1】	施設敷地緊急事態【EAL2】	全面緊急事態【EAL3】
<p>プラントの安全レベルが低下した場合、あるいは、その可能性があるような事象が発生した場合。</p>	<p>公衆を保護するために必要とされるプラントの機能が喪失した場合、あるいは、その可能性があるような事象が発生した場合。</p>	<p>炉心損傷もしくは燃料の溶融が発生した場合、あるいは、その可能性があるような事象が発生し、さらに格納容器の健全性を喪失する可能性がある事象が発生した場合。</p>
<p>【初動マニュアル】 ○特別警戒事象 警戒事象のうち、以下に該当する場合には、本章に基づき、関係省庁への連絡、関係地方自治体への情報提供、対外公表等を行う。</p> <p>①原子力施設等立地道府県※（北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。以下、同じ。）において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>②原子力施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合（施設が津波の発生地域から内陸側となる、大阪府、岡山県及び北海道太平洋沖に発令された場合を除く。）</p> <p>③東海地震注意報が発表された場合</p> <p>④審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等</p> <p>⑤その他委員長が警戒本部の設置が必要と判断した場合 ※北海道については、後志総合振興局に限る。上斎原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市（甌島列島を含む）より南に位置する島嶼を除く。</p>	<p>【原災法施行令 原災法第10条の通報すべき基準】 ※EAL2の対象となる一部の事象については、EAL3の対象となる事象に変更する。</p> <p>（通報すべき事象） 第四条 法第十条第一項の政令で定める基準は、一時間当たり五マイクロシーベルトの放射線量とする。</p> <p>2 法第十条第一項の規定による放射線量の検出は、法第十一条第一項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（二分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し一時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 一 当該数値が一地点のみにおいて検出された場合（検出された時間が十分間未満であるときに限る。） 二 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>3 前項の定めるところにより検出された放射線量が法第十一条第一項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第一項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が一時間当たり一マイクロシーベルト以上であるときは、法第十条第一項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。</p> <p>4 法第十条第一項の政令で定める事象は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。 一 第一項に規定する基準以上の放射線量が第二項又は前項の定めるところにより検出されたこと。 二 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第一項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 三 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 イ 一時間当たり五十マイクロシーベルト以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が一時間当たり五マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質 四 事業所外運搬に使用する容器からメートル離れた場所において、一時間当たり百マイクロシーベルト以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。 五 前各号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象については、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの 六 前各号に掲げるもののほか、第六条第四項第三号又は第四号に掲げる事象</p>	<p>【原災法施行令 原災法第15条の原子力緊急事態宣言の基準】</p> <p>（原子力緊急事態） 第六条 法第十五条第一項第一号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第十一条第一項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。</p> <p>2 法第十五条第一項第一号の政令で定める測定方法は、単位時間（十分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、一時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>3 法第十五条第一項第一号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第四条第四項第一号に規定する検出された放射線量（法第十一条第一項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上についての数値が一時間当たり五マイクロシーベルト以上である場合にあつては、当該各放射線測定設備における放射線量と第四条第三項に規定する中性子線の放射線量とを合計して得られる放射線量）又は第一項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量 一時間当たり五百マイクロシーベルト 二 第四条第四項第三号イに規定する検出された放射線量 一時間当たり五ミリシーベルト 三 第四条第四項第四号に規定する検出された放射線量 一時間当たり十ミリシーベルト</p> <p>4 法第十五条第一項第二号の原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。 一 第四条第四項第二号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第一号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 二 第四条第四項第三号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が一時間当たり五百マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 三 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。 四 前三号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉の運転を非常用の中性子吸収材の注入によっても停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象として原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象については、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの</p>
<p>特別警戒事象④の事象例（案） 【初動マニュアルの具体化】</p> <p>&lt;PWR/BWR共通&gt; ・全交流電源が1系統のみ ・直流電源単一故障 ・3つの障壁のうち、燃料被覆管障壁、もしくは原子炉冷却系障壁の何れかの喪失、もしくはその可能性</p> <p>・自然災害により以下の状況となった場合 -プラントの設計基準を超える事象 -長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になること</p>		

【原災法通報すべき事象等に関する規則】

(中性子線の測定)

第四条 令第四条第三項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（平成二十四年文部科学省・経済産業省令第 号）第四条第一項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、一時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。

(通報すべき事象)

第五条 令第四条第四項第二号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類の放射性物質である場合

イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における一秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値イの値を十分間以上継続して検出すること。

ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値

ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。

二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合

イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度

イの値を十分間以上継続して検出すること。

ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値

ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。

ハ 水中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度

ハの値を十分間以上継続して検出すること。

三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合

イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）を排気筒その他これらに類する場所における一秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値

イの値を十分間以上継続して検出すること。

ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値

ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。

ハ 水中の放射性物質にあっては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに五十を乗じて得た値

ハの値を十分間以上継続して検出すること。

【原災法通報すべき事象等に関する規則】

(原子力緊急事態の発生を示す事象)

第十二条 令第六条第四項第一号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第五条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる基準に百を乗じて得たものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

2 令第六条第四項第一号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、再処理事業者にあっては、空气中の放射性物質については前項の規定によるものとし、水中の放射性物質については当該放射性物質による実効線量が五ミリシーベルトとなる値を、一回の海洋放出中に検出することとする。

第十三条 令第六条第四項第二号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第六条第二項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に百を乗じて得たものとする。

2 令第六条第四項第二号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。

3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第一項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。

第十四条 令第六条第四項第四号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

大規模原子炉施設

イ 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失すること。

ロ 原子炉（ナトリウム冷却型高速炉を除く。）の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は沸騰水型軽水炉等において当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合若しくは加圧水型軽水炉において蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。

ハ 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器の設計上の最高使用圧力に達すること。

ニ 原子炉（沸騰水型軽水炉に限る。）の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。

ホ 原子炉の運転中（沸騰水型軽水炉等及び加圧水型軽水炉については全ての交流電源からの電気の供給が停止した場合に限る。）において、原子炉を冷却する全ての機能（加圧水型軽水炉については蒸気発生器への全ての給水機能）が喪失すること。

ヘ 原子炉の運転中に全ての非常用直流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分以上継続すること。

ト 原子炉容器内の炉心の熔融を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。

チ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。

リ 原子炉（加圧水型軽水炉に限る。）の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低し、かつ、その状態が一時間以上継続すること。

ヌ 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。試験研究用原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失し、炉施設かつ、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。

第六条  
～(略)～

2 令第四条第四項第三号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。

一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に五十を乗じて得た値

二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度

三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに五十を乗じて得た値

3 令第四条第四項第三号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。

一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第四条第四項第三号イの放射線量の水準を十分間以上継続して検出すること。

二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。

4 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、前項の検出により令第四条第四項第三号イの放射線量の水準又は第二項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。

第七条 令第四条第四項第五号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。

一 次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの

イ 沸騰水型軽水炉及び加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）、重水減速沸騰軽水冷却型原子炉並びにナトリウム冷却型高速炉に係る原子炉の運転等のための施設（以下「大規模原子炉施設」と総称する。）

(1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材（ナトリウム冷却型高速炉については、通常の中性子の吸収材の電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと。

(2) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材（ナトリウム冷却型高速炉については、原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を越える原子炉冷却材）の漏えいが発生すること。

(3) 原子炉（沸騰水型軽水炉及び重水減速沸騰軽水冷却型原子炉（以下「沸騰水型軽水炉等」という。）に限る。）の運転中に当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）が作動しないこと。

(4) 原子炉（加圧水型軽水炉に限る。）の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失すること。

(5) 原子炉（加圧水型軽水炉を除く。）の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能（ナトリウム冷却型高速炉については、主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能）が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。

(6) 原子炉の運転中にすべての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分以上継続すること。

(7) 原子炉の運転中に非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分以上継続すること。

(8) 原子炉（ナトリウム冷却型高速炉を除く。）の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位（加圧水型軽水炉又は重水減速沸騰軽水冷却型原子炉の停止中にあっては、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する水位）まで低下すること。

(9) 原子炉（ナトリウム冷却型高速炉に限る。）の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉を冷却するすべての機能が喪失すること。

(10) 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。

(11) 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。

## ○ I L の設定に係る基本的考え方について（検討資料）

平成 24 年 12 月 13 日

### 1. 緊急防護措置（迅速（例：数時間内）に実施されるべき措置）

#### （1）包括的判断基準

従来、我が国の緊急防護措置である避難の指標が「外部被ばくによる実効線量 50mSv」であったことを踏まえ、実効線量 50mSv/1 週間とする。

#### （2）○ I L

IAEA の ○ I L の設定方法を参考に、包括的判断基準から以下の緊急防護措置に対応した我が国の ○ I L を定める。

##### ① ○ I L 1（迅速な避難等）

住民を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準であり、 $500 \mu\text{Sv/h}$  と定める。

##### ② ○ I L 3（迅速な飲食物摂取制限）

飲食物中の放射性核種濃度測定までの間、不可欠でない地域生産物の摂取制限を実施するための基準であり、 $0.5 \mu\text{Sv/h}$  と定める。

##### ③ ○ I L 4（体表面の除染）

除染を講じるための基準であり、検出器の計数率（ $\beta$  線：40,000cpm）を定める。

緊急防護措置に係る包括的判断基準	甲状腺 50mSv/週 実効線量 50mSv/週 胎児等価線量 50mSv/週		
OIL1	迅速な避難等	$500 \mu\text{Sv/h}$	数時間内に区域を特定し、避難等の防護措置を実施
OIL3	迅速な飲食物摂取制限	$0.5 \mu\text{Sv/h}$	数日内に区域を特定し、OIL6 で確認されるまで不可欠でない地域生産物の消費中止
OIL4	体表面の除染	$\beta$ 線：40,000 cpm*	OIL1 に基づいて避難した避難者をスクリーニングして、基準を超えるときは迅速に除染

\*  $\beta$  線入射窓面積が  $20\text{cm}^2$  の検出器を利用した場合  
（我が国においては IAEA の基準よりも大きい口径の検出器を利用している。）

## 2. 早期防護措置（数日～数週間以内で実施されるべき措置）

### （1）包括的判断基準

1週間から数週間の期間内に実施すべきとされる早期防護措置については、東京電力福島第一原子力発電所の計画的避難区域（1ヶ月以内に避難する区域）の設定の指標が、「年間の実効線量 20mSv」であったことを踏まえ、実効線量 20mSv/1年間とする。

### （2）OIL

IAEAのOILの設定方法を参考に、包括的判断基準から以下の早期防護措置に対応した我が国のOILを定める。

#### OIL 2（一時移転）

住民を一週間程度内に一時移転させるための基準であり、 $20\mu\text{Sv/h}$ と定める。

早期防護措置に係る包括的判断基準	実効線量 20mSv/年 胎児等価線量 20mSv/子宮内発育期間		
	OIL2	一時移転	$20\mu\text{Sv/h}$



### 3. 飲食物摂取制限（数日～長期間で実施されるべき措置）

#### （1）包括的判断基準

数日～長期間で実施される飲食物の摂取制限に係る基準については、従来、我が国では、核種ごとに飲食物による被ばく線量を5mSv/年以下とし、IAEAでは、核種ごとに飲食物による被ばく線量を10mSv/年以下と定めている。

我が国の被ばく線量の基準はIAEAのものよりも低く設定されているため、これを踏襲して、これまでの我が国の基準を利用する。

#### （2）OIL

包括的判断基準の設定と同様の考え方により、OILを下表のとおり定める。

##### OIL6（飲食物摂取制限）

OIL6 (Bq/kg)	飲食物 摂取制限	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、卵、魚、 その他	1週間内に飲食物のスクリーニングと分析を行い、基準を超えるものについて摂取制限を実施する。
		I-131	300	2,000	
		Cs-137 (Sr-90)	200	500	
		U	20	100	
		Pu	1	10	

##### ※OIL5について

IAEAでは、飲食物摂取制限のための詳細測定であるOIL6に係る指標の測定が効率的に行われるよう、その前のスクリーニングとしてOIL5を活用することを想定しているが、我が国においては核種ごとの放射性物質量の測定が比較的容易に行えるため、OIL5は設定する必要がないと考えられる。

### 4. 今後の検討課題

- ・核種組成の変化によるOIL初期値の変更など、時間経過に伴う状況の変化に応じたOILの設定のあり方については、今後、さらに検討を行う。
- ・プルーム被ばくからの防護措置に係るOILについては、EALの段階に応じた防護措置の実施のあり方も含め、今後、さらに検討を行う。